

農地の転用・売買には許可が必要です

「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に売ったり、貸したり転用してもよいのではないか」と思っておられる方はいませんか？

耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効果的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。

農地を売ったり、貸したり、転用するときには、「農地法」に基づく許可が必要です。

農地法第3条

農地を農地として所有権、賃貸借権等の権利の移転、設定をするとき。

- 国東市内の方が、国東市内にある農地の権利の移転、設定等行う場合は、農業委員会の許可が必要。
- 国東市外の方が、国東市内にある農地の権利の移転、設定等行う場合は、県知事の許可が必要。

[資産保有や資産目的による売買、または農地を取得する適格者（耕作面積が申請地を含め50a以上）でない場合には許可されません。]

農地法第4条

自分の農地を農地以外（住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等）に転用する場合、農業委員会を経て県知事の許可が必要。

農地法第5条

農地を売買、賃貸等により農地以外（住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等）に転用する場合、農業委員会を経て県知事の許可が必要。

農業施設として転用する場合

農業施設として転用する場合は、（農業用建物は200㎡未満、農道や用排水路等に転用する場合は面積に関係なく）許可はいりませんが届け出が必要です。

申請書提出及び問い合わせは 農業委員会又は各総合支所へ

申請の締切りは毎月15日です。

ただし、15日が閉庁日の場合はその前日の開庁日とさせていただきます。

無断転用には厳しい罰則が！

転用許可を受けずに行った行為は、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

また、農地法第92条の規定により3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が科せられます。

問い合わせ

国東市農業委員会事務局 ☎0978②5167

国東市水田農業推進協議会が設立

4月20日(金)、アストくにさきで国東市水田農業推進協議会設立総会が開催されました。

市内では、これまで旧町単位に設置された地域協議会で水田農業構造改革対策を行ってきましたが、より効果的で安定的な協議会の運営を図るため地域協議会を解散し、新しく国東市水田農業推進協議会を設立することとなりました。

総会には、各地域の会員ら26名が参加。初めに野田侃生市長、山下侑一くにさき農協組合長、小山裕司大分県東部振興局農山漁村振興部長が「農業を取り巻く状況は、過疎化がすすみ、農業従事者の減少、高齢化・担い手不足など厳しい現状ですが、新しく市の協議会を立ち上げこれからの水田農業の発展・振興のため、また農家の皆さんへの支援体制の強化を行っていきたい。」とあいさつ。続いて国東

市水田農業推進協議会の設立（規約・規程の承認、役員を選出、事業計画・収支予算の



▲設立総会の様子

承認)や水田農業ビジョン、産地づくり計画書について協議され、それぞれ承認されました。

今後は、地域における需用に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じて、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進を図ることとなっています。

なお、協議会事務局をくにさき農協旧旭日支所に設置。国東市とくにさき農協がそれぞれ職員を配置し、窓口を一本化して運営を行います。